



2019年9月18日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 信元 久隆
(コード 7238、東証第一部)
問合せ先 広報・IR室長 鈴木 信吾
(電話番号 03-3668-5183)

株式会社東京証券取引所による当社の再建計画の認定
及び当社株式上場時価総額審査の開始に関するお知らせ

当社は、本日付で公表いたしました「事業再生 ADR 手続における事業再生計画案の決議のための債権者会議の開催並びに事業再生 ADR 手続の成立及び債務免除等の金融支援に関するお知らせ」に記載のとおり、本日開催の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、当社の債務免除を実行していただくことを主な内容とする金融支援を含む事業再生計画案(以下「本事業再生計画」といいます。)について対象債権者たる全てのお取引金融機関から同意をいただき、事業再生 ADR 手続が成立いたしました。

また、当社は、本事業再生計画における債務免除額が直前事業年度の末日における債務総額の10%以上となることから、本日付「「事業再生計画」の株式会社東京証券取引所への提出に関するお知らせ」に記載のとおり、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第7号後段及び同規程第605条第1項に定める再建計画等の審査に係る申請を行い、同日付で本事業再生計画を「施行規則で定める再建計画」であるとの認定をいただきました。

本事業再生計画に係る認定をいただいたことを受け、今後、当社株式は同規程に基づき、上場時価総額に関して1か月間(2019年9月19日～2019年10月18日)の平均上場時価総額及び当該1か月間の最終日(2019年10月18日)の上場時価総額のいずれもが10億円以上となったときに上場維持されることとなります。

また、上場時価総額に関して1か月間(2019年9月19日～2019年10月18日)の平均上場時価総額又は当該1か月間の最終日(2019年10月18日)の上場時価総額のいずれかが10億円以上とならない場合は、当社普通株式は上場廃止となります。

以上